

お問い合わせの際はこちらの「記号番号」をお伝えください

〇〇年度

国民健康保険税 納税通知書

納税義務者	①
生年月日	性別
世帯番号	
通知番号	
口座番号	
下記に記載のある方は口座振替納税です。	
金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	③
納付区分	

徴収方法	
特別徴収義務者	②
特別徴収対象年金 上記年金の年金額	円
年間保険税額	円
備考	

賦課明細	医療分	支援全分	介護分
①基準総所得金額(円)			
②被保険者数(人)			
③所得割額(円)			
④均等割額(円)			
⑤平等割額(円)			
⑥均等割軽減額(円)			
⑦平等割軽減額(円)			
⑧限度超過額(円)			
⑨算定額(円)			
⑩月額増減額(円)			
⑪年税額(円)			
(内減額分)(円)			
年税額(円)		減免額(円)	

月	特別徴収額 (円)	期別	普通徴収額 (円)	普通徴収額の納期限
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計		計		
合計				

氏名	加入月数 一般 介護	軽減基準所得 額(円)	基準総所得 額(円)	備考
⑥		⑦	⑧	

税率等	医療分	支援全分	介護分
所得割率(%)			
均等割額(円)			
平等割額(円)			
減税額(円)			

①

納税義務者：世帯主の方

世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいれば世帯主に送付されます。

⑥

加入者と加入月数

国保に加入していない世帯主や国保から後期高齢医療に移行した人の氏名も記載されます（加入月数は0）。40歳～64歳の人は介護の欄にも月数が記載されます。

②・④

特別徴収額と特別徴収対象の年金

②に記載されている年金から保険税が差し引かれます。申請により「口座振替による普通徴収」に変更することができます。

⑦

軽減基準所得金額

国保加入者と世帯主の所得の合計額が一定以下の世帯については、軽減が適用されます。空欄の場合は未申告のため、軽減が適用されません。

③・⑤

普通徴収額・口座情報

⑤に金額が記載されている人は口座振替または納付書での納付です。③に金融機関の記載があれば、口座振替となり、納付区分が「期別」であれば各納期限の日に振替、「前納」であれば第1期納期限の日に普通徴収分が全額振替されます。※5月末以降に新規申し込みや口座・納付区分を変更された内容は反映されていないので、口座振替依頼書の控えを確認してください。

⑧

基準総所得金額

総所得金額（前年中のもので分離所得・山林所得を含む）－基礎控除額 43 万円（マイナスになった場合は 0 円）